

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	街路事業				
地区名	都市計画道路 北尾張中央道				
事業箇所	一宮市三条字郷南西～字道東				
事業のあらまし	<p>(都)北尾張中央道は、尾張西部に位置し、一宮市から春日井市まで名古屋都市圏の北部地域を環状で接続する主要幹線道路であり、東名・名神高速自動車道の外郭を結ぶ第3環状線の役割を担う重要な路線である。</p> <p>このうち、当該事業区間のある尾張西部地区の南北交通は、現在、西尾張中央道に集中しており、自動車交通の円滑化を阻害する要因となっている。また、当該事業区間の現道には歩道が設置されておらず、歩行者及び自転車利用者の安全が確保されていない。</p> <p>このため、「交通円滑化」、「交通安全対策の強化」を主な目的として、現道拡幅を実施するものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①交通円滑化</p> <p>②交通安全対策の強化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事業採択時 (H24)	再評価時 (H28)	変動要因の分析	
	事業期間	H24～H28	H24～H32	用地取得の難航	
	事業費（億円）	5.0	6.6		
	経費内訳	工事費	1.5	2.0	排水構造物の追加
		用補費	3.3	4.2	物件調査結果による増加
その他	0.2	0.4	排水構造物の設計の追加等		
事業内容	現道拡幅 延長：168m 幅員：23～25m 車線数：4	同左			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事業採択時の状況】</p> <p>平成22年交通センサスによる事業区間の交通状況（西尾張中央道） 道路交通量：21,946台/日、平日混雑時平均旅行速度：23.3km/h</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>平成27年交通センサスによる事業区間の交通状況（西尾張中央道） 道路交通量：16,938台/日、平日混雑時平均旅行速度：—km/h（データなし）</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>北尾張中央道の当該事業区間の南側一部区間がH25年度末に供用している。並行する西尾張中央道の交通量は約2割減少しているが、これは西尾張インターチェンジ(仮称)の整備工事に伴って、車線数が4から2に減少しているためであり、依然として、尾張西部地区の南北交通は西尾張中央道に集中している。</p>			
	判定	B	<p>A：事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B：事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C：事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>依然として並行する西尾張中央道に交通が集中しているため。</p>			

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】									
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	工種区分	調査・設計	←								→
		用地補償	←								→
		工事			←					→	
	事業費(億円)	計画	4.4			5.9					
		実績	0.7								
		【進捗率】									
			これまでの計画に対する達成状況			全体達成状況					
			計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	達成率(%)【②÷③】				
		延長(km)	0.00	0.00	0%	0.17	0%				
		事業費(億円)	4.4	0.7	16%	6.6	11%				
		工事費	0.9	0.3	33%	2.0	15%				
		用補費	3.3	0.2	6%	4.2	5%				
		その他	0.2	0.2	100%	0.4	50%				
		※用地取得の一部を先行取得済みであり、面積ベースの用地取得率は約77%(H27年度末時点)									
		【施工済みの内容】									
		工事としては、事業区間(168m)の南側の東側歩道部約50mが施工済。									
	2) 未着手又は長期化の理由	残用地は大型物件(店舗)が2件であり、それぞれ営業に係る問題の解決や代替地の選定等に時間を要しているため、事業が長期化している。									
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 用地は2件の大型物件(店舗)が残っており、代替地の選定に時間を要する見込みである。 【今後の見込み】 事業費ベースで、用地補償は約4%、工事は約13%進捗している。用地は1件が買収の見込みが立ち、残りの1件は引き続き代替地の選定を進めることで、平成30年度までには契約する予定である。工事については、未買収地以外の箇所から先行して進め、平成32年度に事業完了する見込みである。									
	判定	<p>B</p> <p>A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。</p> <p>B: 次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 これまで事業長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ○ これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 <p>C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>									
		【理由】 残り1件の用地取得に一定の期間を要することが予想されるが、既に、代替地の選定と土地及び物件所有者との交渉を並行して進めており、平成32年度に事業完了する見込みである。									

Ⅲ 対応方針	
継続	中止：上記①～②の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路における交通状況の変化（交通量、旅行速度）を定量的に評価する。 ・事業区間における交通事故発生状況（事故件数等）を定量的に評価する。 	